

○民事調停に関する費用の取扱について

昭和二七年二月四日

会甲第九九号

高等長官地方所長あて経理・民事局長通知

民事調停法（昭和二十六年法律第二二二号）及び民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）による調停事件の費用の負担区分は、別表のとおり解するのが相当と思われますから、念のためお知らせします。

なお、国庫で負担するものは、費用の種類に応じて裁判費（項）の該当科目から支出して下さい。

民事調停法関係	民事調停規則関係	費用の種類	費用の負担区分
第四条		事件移送のための記録の送付費用	国庫
		事件移送決定の告知費用	当事者
第七条		調停委員指定の通知費用	国庫
第八条		調停の補助をさせる旨の通知費用	国庫
第九条		調停委員及び調停の補助者の旅費、日当及び宿泊料	国庫
第十二条	第十六条	現状の変更又は物の処分禁止等の告知費用	当事者
第十三条	第二十五条	当事者、小作官又は小作主事に対する事件終了の通知費用	国庫
第十四条	第三十三条		
第十六条	第三十三条	小作官又は小作主事に対する事件終了の通知費用	国庫
第十七条		事件解決のための必要な決定の告知費用	当事者
第十八条	第二十一条	異議申立却下の裁判の告知費用	当事者
	第二十五条 第三十三条	当事者、小作官又は小作主事に対する民事調停法第十八条第二項の規定により決定が効力を失った旨の通知費用	国庫
第二十条	第二十八条	1 民事調停法第二十条第一項の規定により調停に付した上みずから処理する場合の小作官又は小作主事に対する通知費用	国庫

		2 同項の規定により事件を受理した場合の小作官又は小作主事に対する通知費用 3 同条第二項の規定による訴の取下があつたものとみなされた場合の受訴裁判所に対する通知費用	
第二十一条	第四条 第六条 第二十一条 第二十六条	抗告による書類の送付費用	当事者
第二十八条 第三十条		農事調停をしようとするとき及び事件の移送等をする場合における小作官又は小作主事の意見聴取のための費用	国庫
	第六条	強制執行手続等の停止命令の告知費用	当事者
	第七条	事件関係人の呼出費用	当事者
	第八条	代理人又は補佐人の許否をする旨の通知費用	当事者
		第三項の規定による許可取消の通知費用	国庫
	第十二条	1 事実の調査及び証拠調（臨検旅費を除く）の費用 2 他の裁判所へ囑託のための書類の送付費用	当事者
	第十三条	調査囑託のための書類の送付費用	当事者
	第十四条	証人、鑑定人、通事及び調査の囑託を受けた者に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用	当事者
	第二十四条	受訴裁判所に対する取下があつたものとみなされた事件の通知費用	国庫
	第二十五条	当事者に対する事件終了等の通知費用	国庫
	第二十八条	小作官又は小作主事に対する事件受理等の通知費用	国庫
	第二十九条	和解の仲介をさせる旨の小作官又は小作主事に対する通知費用	国庫
	第三十一条	農業委員会に意見を求めるための書類の送付費用	国庫

		用	
	第三十三条	小作官又は小作主事に対する事件終了等の通知 費用	国庫